

第3章

観光立国の実現と美しい国づくり

第1節 観光をめぐる動向

1 観光立国の意義

観光は、成長戦略の柱、地方創生の切り札である。新型コロナウイルス感染症拡大により、深刻な影響が続く観光関連産業の事業継続と雇用維持を図るため、実質無利子・無担保融資による資金繰り支援や雇用調整助成金の特例措置など、関係省庁が連携して支援を行ってきたほか、観光需要の喚起策や、宿・観光地のリニューアル、観光コンテンツの充実、デジタル化の推進に係る支援など、多面的な支援を実施してきたところである。自然、食、文化、芸術、風俗習慣、歴史など日本各地の観光資源の魅力が失われたものではない。ポストコロナ期においても、人口減少を迎える日本において、観光を通じた内外との交流人口の拡大を通じて、地域を活性化することがこれまで以上に重要であることから、「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を実現する持続可能な観光に向けた取組みを進めつつ、引き続き、政府一丸となって取り組む。

2 観光の現状

(1) 国内旅行消費額

令和3年の日本人国内旅行消費額は、宿泊旅行と日帰り旅行の合計で約9.2兆円（対前年比7.9%減・対令和元年比58.1%減）となった。日本人国内旅行消費額のうち、宿泊旅行消費額は約7.0兆円（対前年比10.0%減・対令和元年比59.2%減）、日帰り旅行消費額は約2.2兆円（対前年比0.5%減・対令和元年比54.1%減）となった。

(2) 訪日外国人旅行者数

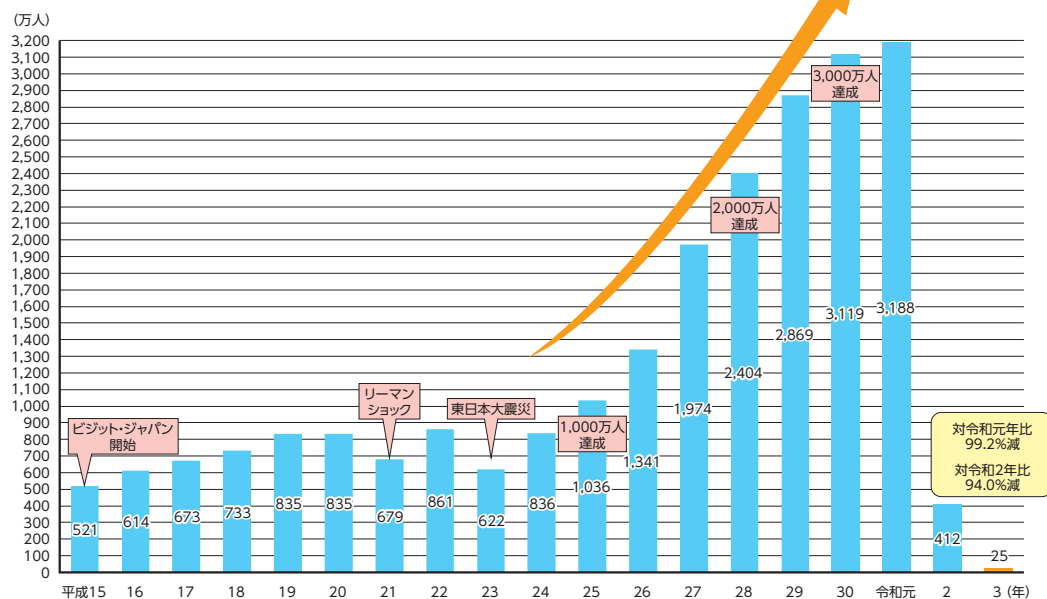
令和3年の訪日外国人旅行者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、水際措置の強化が継続されたこと等により、対令和元年比99.2%減（対前年比94.0%減）の24.6万人となった。

II

第3章

観光立国の実現と美しい国づくり

図表Ⅱ-3-1-1 訪日外国人旅行者数の推移



(3) 訪日外国人旅行消費額

令和3年の訪日外国人旅行消費額は、令和3年1-3月期、4-6月期、7-9月期の調査が中止となったが、10-12月期の調査結果により試算すると1,208億円となった。

(4) 訪日外国人旅行者に占めるリピーター数

令和2年の訪日外国人旅行者に占めるリピーター数は、令和2年4-6月期、7-9月期、10-12月期の調査が中止となったが、1-3月期の調査結果により試算すると293万人となった。

(5) 訪日外国人の地方部における延べ宿泊者数

令和3年（速報値）の訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数は130万人泊（対前年比83.3%減・対令和元年比97.0%減）となり、前年に続いて大幅な減少となった。

(6) 日本における国際会議の開催状況

令和3年の国際会議市場は令和2年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた。国際会議協会の調査によると、令和3年に日本で開催が予定されていた国際会議は364件で、そのうち実地開催されたものは3件（1%）に留った。最も多かった開催形態はオンライン形式の185件（51%）、次いでオンラインと実地開催を組み合わせたハイブリッド形式が61件（17%）でその他115件（32%）は延期や中止等により開催が見送られた。



【動画】

インフラツーリズム魅力倍増プロジェクト

URL: <https://www.youtube.com/watch?v=7RBpU006fgo&t=1s>

(7) 出国日本人数

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の出国日本人数は、51.2万人（対前年比83.9%減・対前々年比97.4%減）で、前年に続いて大幅な減少となった。

第2節 観光立国の実現に向けた取組み

「明日の日本を支える観光ビジョン」を踏まえ、国内旅行需要の喚起や宿・観光地のリニューアル、観光コンテンツの磨き上げ等に政府一丸となって取り組んできた。

1 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

(1) 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

首都圏外郭放水路では民間が主催する見学会のコース数を増加させるなど、インフラを観光資源として活用・開放し地域振興を図るインフラツーリズムを推進している。

コラム

インフラに来て見て学んで楽しむ「インフラツーリズム」

ダム、橋、港等、世界に誇る土木技術等を観光資源として活用し地域振興を図る「インフラツーリズム」が盛り上がりを見せています。インフラツーリズムは、地域固有の財産であるインフラをもっとそばで見て、感じて、楽しむことで、インフラへの理解を深めていただくとともに、インフラと地域の連携により、周辺の観光資源等への立ち寄りを促し、地域の活性化に寄与することを目指して取り組んでいます。

首都圏外郭放水路（埼玉県）



国土交通省のインフラツーリズムポータルサイトでは、インフラ施設見学と地域での食事や観光地の周遊等を組み合わせた民間主催のツアーや、今しか見ることができない工事中の風景が見られる施設管理者主体の見学会等を紹介しています。インフラに来て見て学んで楽しんで。「インフラ見楽（けんがく）」、あなたも是非一度、体験してはいかがでしょうか。

白鳥大橋（北海道）



【関連リンク】
インフラツーリズムポータルサイト
URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/infratourism/>
観光庁ホームページ URL : <https://www.mlit.go.jp/kankocho/index.html>

【関連リンク】
Japan Tourism Agency youtube チャンネル
URL : <https://www.youtube.com/user/kankocho/videos>

(2) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

古民家等の歴史的資源を宿泊施設等に活用し地域の活性化に繋げるため、関係省庁と連携し、ワンストップ窓口での地域からの相談対応や、専門家の派遣等の支援を行い、新たな展開地域の拡大、取組地域の高付加価値化、各種取組との連携強化等を推進している。さらに、城や社寺等を日本ならではの文化が体験出来る宿泊施設として活用する城泊や寺泊を各地域で支援し、観光地域の磨き上げを進めている。

また、不動産証券化を活用したモデル事業の実施や好事例の周知等を通じて、不動産証券化手法による古民家等の再生を促進している。

(3) 新たな観光資源の開拓と新たな交流市場の開拓

インバウンドの回復に備え、地域固有の観光資源を活用した新たな体験型観光コンテンツとしてアドベンチャーツーリズム等を推進するため、取組体制の構築、ガイド人材の育成・確保、満足度向上につながる観光コンテンツの発掘・磨き上げ等を実施した。

また、コロナ禍によるテレワークの浸透も踏まえ、ワーケーション等の仕事と休暇を組み合わせた滞在型旅行を「新たな旅のスタイル」と位置付けて、その活用を促進すべく、40の企業と地域をマッチングし、双方の体制整備を行うモデル事業を実施するとともに、気運醸成を図るため、令和4年3月に企業向けオンラインセミナーを実施した。

加えて、国内交流の喚起のため、新型コロナウイルス感染症の影響による働き方、暮らし方の変化や、都会の若者による自然に触れる旅のニーズが増えていることを踏まえ、第2のふるさとづくり（何度も地域に通う旅、帰る旅）等の新たな仕掛けづくりにより、新たな交流市場の開拓や、地域の活性化を図る。

(4) 広域周遊観光の促進

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促すため、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信等といった、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組みを支援している。また、地域の魅力・課題の発見や施策提案、関係者のスキル向上等に助言するため、地域へ専門家を派遣している。

また、訪日外国人の移動の実態（利用交通機関や周遊ルート等）が把握できるFF-Dataについて、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度データの作成に必要な調査が実施できていないが、今後のデータ作成に向けて利用者ニーズの把握を行った。

さらに、国内外のサイクリストの誘客を図るため、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングロードを国が指定するナショナルサイクルルートについて、令和元年11月につくば霞ヶ浦りんりんロード、ビワイチ、しまなみ海道サイクリングロードを第1次ナショナルサイクルルートとして、令和3年5月に、トカプチ400、太平洋岸自転車道、富山湾岸サイクリングコースを第2次ナショナルサイクルルートとして指定した。

(5) 東北の観光復興

東北の観光復興を促進するため、東北6県による滞在コンテンツの充実・強化や受入環境整備などのインバウンドを呼び込むための取組みを、東北観光復興対策交付金により支援した。また、日本政府観光局では、東北特設サイトの制作・公開、在日メディア・インフルエンサーの招請等を通じて、

東北地域の観光魅力を発信するプロモーションを実施した。

福島県については、観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する震災復興に資する滞在コンテンツの充実・強化や国内外へのプロモーション等に対して補助を行っている。

コラム Column

名取川とともに復興し、新たな賑わいを生み出した町 閑上 ～閑上地区かわまちづくり（宮城県名取市）～

東日本大震災により大きな被害を受けた宮城県名取市閑上地区では、震災復興事業の中で、河川とまち・運河・港が連携して、商業施設、舟運事業、河川防災ステーションや震災復興伝承事業館などを整備し、地域の拠点として賑わい創出・防災性向上の取組みを官民連携で推進してきました。

被災事業者が中心となって設立・運営している「かわ

まちてらす閑上」の夏期の来客者数は、コロナの影響下にもかかわらず、令和元年度の約 20 万人から 2 年度の約 24 万人へ増加するなど、着実に地域の賑わい創出に貢献しています。

こうした取組みが高く評価され、閑上地区かわまちづくりは、令和 3 年度「かわまち大賞」を受賞しました。



左：整備された堤防と商業施設（全景）、右：商業施設（かわまちテラス閑上）の様子
令和 3 年度「かわまち大賞」を決定しました（プレスリリース）

【関連リンク】

URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000171.html

2 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

（1）観光関係の規制・制度の適切な運用及び民泊サービスへの対応

平成 30 年 1 月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」に基づき導入された地域通訳案内士制度について、市町村及び都道府県とも連携して育成を推進し、令和 4 年 1 月 28 日現在で 40 地域にて導入し、3,582 名が登録されている。

また、旅行サービス手配業の登録制度について、登録行政庁である都道府県等とも連携して制度周知を図り、令和 3 年 4 月 1 日時点で 1,714 社の登録がなされている。

また、「住宅宿泊事業法」に基づき、健全な民泊を推進している。住宅宿泊事業の届出住宅数は、令和 4 年 3 月 14 日時点で 18,196 件となった。健全な民泊サービスの更なる普及に向けて、営業日数を効率的に集約するシステムの活用等により、違法民泊対策の実効性を向上させた。

（2）産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

観光分野における人材の育成及び確保のため、トップレベル、中核レベル、実務レベル、それぞれのレベルで取組みを行った。

トップレベルについては、我が国の観光産業を牽引する人材を育成することを目的とし、平成 30

年度に一橋大学及び京都大学に「観光 MBA」が設置され、これまでに 54 名の修了生が輩出された。また、観光 MBA 取得を目指す人材の企業による派遣を促進するため、令和元年度より産官学連携の協議会を開催しており、令和 3 年度においても、修了生の活躍ぶり等の成果報告や観光 MBA を取得した人材の活用方法についての協議を行った。

中核レベルについては、地域観光の中核を担う人材の育成を図るため、平成 27 年度より大学におけるリカレント教育の実施を支援し、令和 3 年度においても、山口大学による地域の観光関連産業等の経営力向上に向けた講座を支援した。

実務レベルについては、国内人材向けでは、地域の観光産業の強化・発展を推し進める実務人材を確保・育成するため、令和 3 年度に採択した 4 地域（湯田川温泉観光協会、蓼科観光事業者向け「女性活躍」支援策事業化協議会、黒川温泉観光旅館協同組合、湯田中渋温泉郷人材開発協議会）において、人材の採用・定着に関する取り組みをモデル事業として行った。

また、外国人材向けでは、平成 31 年 4 月に新たな在留資格である「特定技能」が創設され、宿泊業においても国内外において技能試験を実施したほか、令和 2 年 2 月に宿泊職種（接客・衛生管理作業）が技能実習制度における第 2 号技能実習への移行対象職種・作業へ追加された。令和 3 年度は、外国人材の受入促進に向けた宿泊事業者等向けセミナーや外国人材とのマッチング事業を行うなど、外国人材の受入環境整備に取り組んでいる。

（3）観光地域づくり法人（DMO）を核とする観光地域づくりの推進

観光地域のマネジメント及びマーケティングを担う観光地域づくり法人（DMO）^{注1}を核とする観光地域づくりを推進するため、令和 4 年 3 月 28 日時点で 311 団体を登録するとともに、観光地域づくり法人に対する各種情報提供や観光地域づくり法人の体制強化、観光地域づくり法人が行う着地整備の取り組みに対する支援を行った。

また、「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりを実現するため、地域主体で住民理解を深めつつ、オーバーツーリズムを引き起こすことなく、観光で得られた収益を地域内で循環させることにより、地域の社会経済の活性化や文化・環境の保全・再生を図っていく。

（4）観光遺産産業化ファンド等の継続的な展開及び次世代の観光立国実現のための財源の展開

観光庁では、観光庁と包括的連携協定を締結している(株)地域経済活性化支援機構（REVIC）が、地域金融機関等と連携して組成した観光遺産産業化ファンド等も活用し、関係事業者や関係省庁、自治体と連携して、地域の観光資源の磨き上げ等を図るための取り組みを行った。

また、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として国際観光旅客税が創設された（平成 31 年 1 月 7 日制度開始）。財源の使途に関しては、受益と負担の関係から日本人出国者を含む負担者の納得が得られ、先進的で費用対効果が高く、地方創生をはじめとする我が国が直面する重要な政策課題に合致するものに充てることとしている。

注1 DMO：Destination Management/Marketing Organization

(5) コロナ禍の訪日プロモーション

新型コロナウイルス感染症の影響により、商談会、メディア招請等の国際的な往来を伴う事業を実施できない状態が続いているが、日本政府観光局においては、ウェブサイトや SNS 等による我が国の魅力や安全・安心に関する情報の効果的な発信を行うとともに、オンラインの商談会や旅行博への出展を行う等、発信方法を工夫しつつ「将来の訪日」につながる事業を実施した。

また、オリンピック・パラリンピック東京大会期間中は、広く世界に向けて日本の魅力を紹介する海外メディアを通じた番組放映や、著名アスリートを起用したプロモーション動画の配信等を実施し、海外の消費者の訪日意欲の向上につなげた。

さらに、地方部への誘客を促進するため、日本政府観光局において、地方自治体・DMO 等を対象とした研修会やコンサルティングのほか、全国各地の観光コンテンツ収集やウェブサイト等による地域の情報発信等を実施した。

(6) MICE 誘致の促進

新型コロナウイルス感染症により開催に大きな影響を受けた MICE の安全な再開と国際競争力の更なる強化に向けて、MICE の誘致に意欲的な地方都市に対する誘致力の強化に向けた支援を実施するとともに、官民の MICE 関係者による「安全な MICE の再開と発展に向けた関係者協議会」を開催し、今後の取組みの方向性について検討した。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた国際会議に関する実態調査を実施した。併せて、グローバル企業のビジネス活動を支える会議施設等の整備への支援に取り組んだ。

(7) ビザの戦略的緩和

新型コロナウイルス感染症の国内や諸外国・地域における感染状況等を踏まえつつ、今後のビザ緩和の実施について関係省庁と連携して検討を行うこととした。

(8) 訪日教育旅行の活性化

日本政府観光局が運営する訪日教育旅行のウェブサイトを通じ情報発信を行った。

(9) 観光教育の充実

子どもたちが日本及び地域への愛着と誇りを醸成し、観光の意義に対する理解を深めることを目的として、令和3年度は高等学校向けの教育プログラムを開発した。また、学校教員を中心としたワークショップを開催し、開発した教育プログラムの普及に取り組んだ。

(10) 若者のアウトバウンド活性化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けた若年層を含むアウトバウンドの段階的な回復に向けて、各国・地域における最新の感染症対策等の現地情報について情報収集を行うとともに、学校関係者、旅行業界関係者に向けた海外教育旅行に係る情報発信ツール (HP) の作成を行った。また、旅に精通した講師を学校に派遣し、若者に旅の意義や素晴らしさを伝える「若旅授業」を平成25年より実施している。令和3年度は、オンライン授業も導入し、計11回実施した。

【関連リンク】
日本政府観光局 URL : <https://www.jnto.go.jp/jpn/>

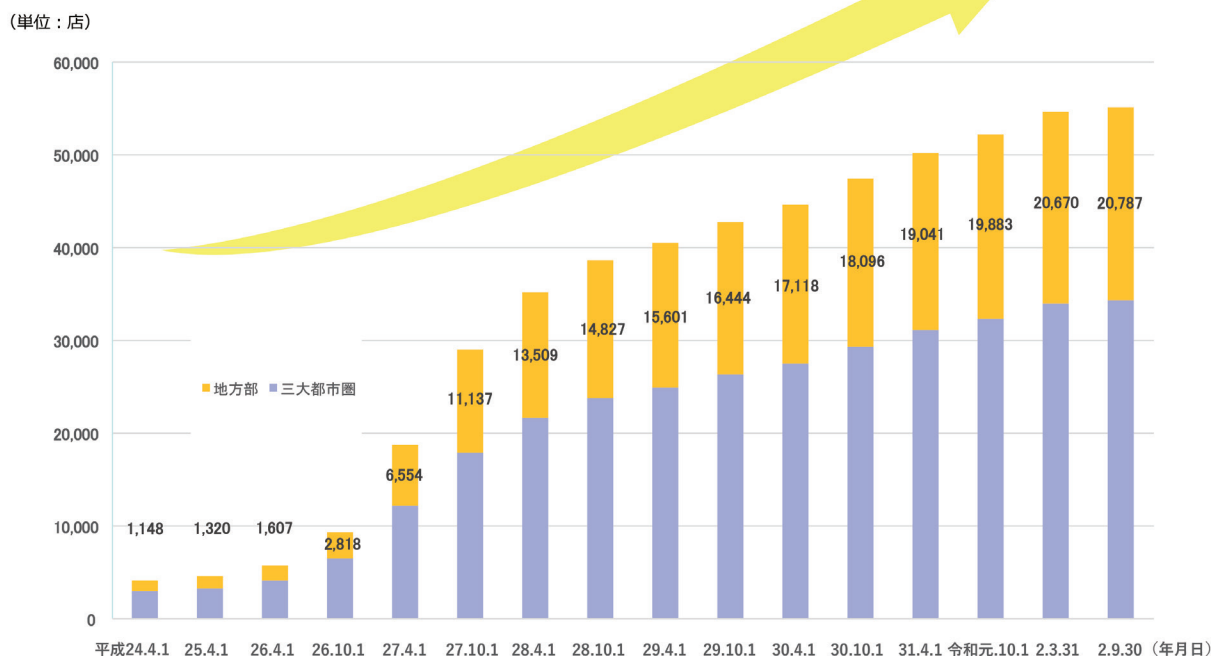
③ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

(1) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

関係省庁と連携の下、日本人出帰国及び外国人出国手続のための顔認証ゲートを、令和2年度までに7空港（羽田、成田、中部、関西、福岡、新千歳、那覇）に配備した。また、携帯品の電子申告をした旅客の迅速な通関を可能とする税関検査場電子申告ゲートを、令和2年度までに7空港（羽田、成田、中部、関西、福岡、新千歳、那覇）に配備した。

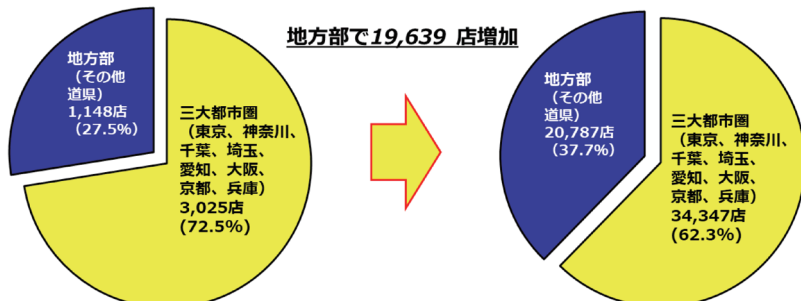
さらに、羽田、成田空港では、搭乗関連手続（チェックイン、手荷物預け、保安検査、搭乗ゲート）を顔認証により一元化する機器を導入し、令和3年7月に運用を開始した。

図表Ⅱ-3-2-1 免税店数の推移



平成24年4月1日
4,173店

令和2年9月30日
55,134店



(2) 訪日外国人旅行者の受入環境整備

観光地や公共交通機関等における多言語対応、無料公衆無線 LAN 環境の整備や公衆トイレの洋式化等に対する支援を行った。

また、旅館・ホテル等の宿泊施設におけるインバウンド対応の取組みへの支援を実施した。また、インバウンド需要の回復を見据えた免税店の拡大や、令和3年10月の免税販売手続の完全電子化に向けた事業者の対応を更に促進する観点から、必要な情報の周知広報に取り組んだ。加えて、令和3年10月から、免税販売手続を行う自動販売機（別途国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するものに限る。）については人員の配置を不要とする措置が講じられるところ、指定に向けた準備を進め、令和4年3月に国税庁長官による自動販売機の指定の告示が行われた。さらに「道の駅」について、外国人観光案内所の JNTO 認定取得や多言語表示の整備等のインバウンド対応を促進し、地域のインバウンドの受入拠点とする取組みを推進した。

(3) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

外国人患者を受け入れる医療機関について、令和3年度に2,044（うち都道府県が指定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」は1,494）の医療機関をリスト化し、情報発信を行った。また、引き続き外国人旅行者が医療費の不安なく治療が受けられるように、旅行保険への加入を促進した。

(4) 「地方創生回廊」の完備

「ジャパン・レールパス」をはじめとする訪日外国人旅行者向けの、企画乗車券について利便性向上のための調査を行った。

また、バスタプロジェクトの全国展開を推進している。その際、民間ノウハウを活用しつつ効率的に整備・運営するため、官民連携での整備・運営管理を可能とするコンセッション制度等を活用しつつ、多様な交通モード間の接続を強化し、MaaS などの新たなモビリティサービスにも対応可能な施設としている。

訪日外国人旅行者をはじめ、すべての利用者にわかりやすい道案内を実現するため、観光地と連携した道路案内標識の改善などに取り組んでいる。高速道路会社等が、レンタカーを利用する訪日外国人旅行者向けに、全国の各エリアを対象とした高速道路の周遊定額パスを実施している（但し、新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、令和2年4月8日より新規の申込受付を停止している（令和4年3月31日現在））。

海事分野においては、旅に係る新サービス創出の促進を図るため、平成28年4月から3年間、「船旅活性化モデル地区」制度を設け観光利用に特化した航路の旅客船事業の制度運用を試験的に弾力化した。この結果を踏まえ、31年4月からは「インバウンド船旅振興制度」を創設し、インバウンド等の観光需要を取り込む環境整備を図っている（令和3年度承認等実績：6件）。

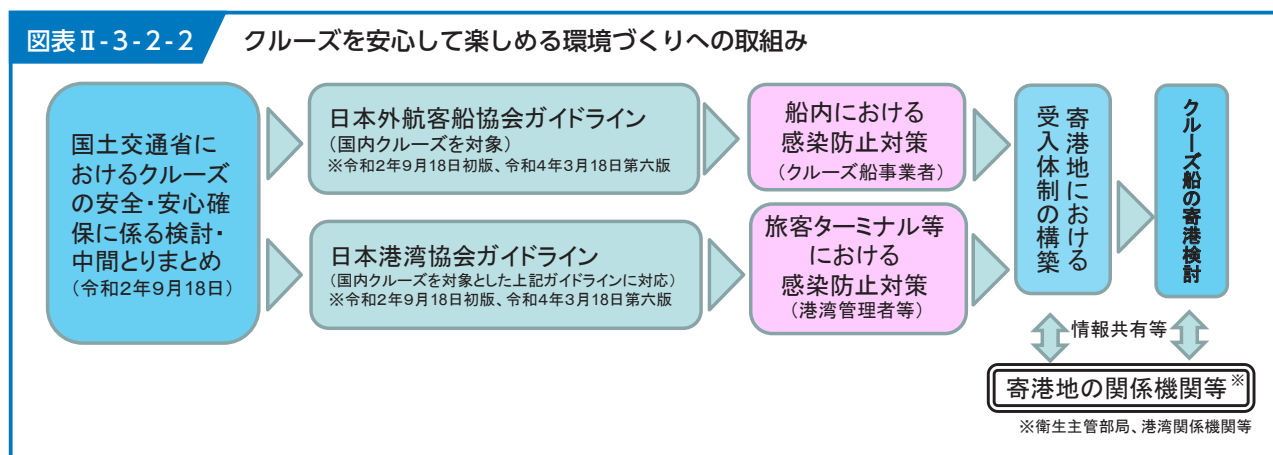
(5) クルーズを安心して楽しめる環境整備づくり

国内クルーズについては、令和2年9月に公表された国土交通省による中間とりまとめや関係業界団体による国内クルーズ用のガイドライン等に基づき、船内や旅客ターミナル等での感染予防対策を徹底し、都道府県等の衛生主管部局を含む協議会等における合意を得た上での実施を促進した。国際クルーズについては、国内外の感染状況、我が国並びに諸外国の水際対策の動向等を踏まえつつ、再

開に向けて引き続き安全対策について検討を進めていくこととしている。

また、クルーズの再興に向け、クルーズ船の航行の安全性の検証や上質かつ多様なツアーメニューの造成等を支援した。引き続き、ハード・ソフト両面にわたる支援を実施し、クルーズを安心して楽しめる環境づくりを推進する。あわせて、訪日観光のポテンシャルを有している海洋周辺地域において、観光コンテンツの磨き上げや訪日観光客の受入環境整備、多言語避難誘導等の災害時の訪日観光客の安全確保のための取り組みを支援した。

図表Ⅱ-3-2-2 クルーズを安心して楽しめる環境づくりへの取り組み



(6) 公共交通利用環境の革新

訪日外国人旅行者のニーズが多い、鉄道車両の無料 Wi-Fi について、令和3年10月にすべての新幹線車両で導入が完了した。

配車アプリ等を通じて、目的地の近い旅客同士を運送開始前にマッチングし、タクシーに相乗りさせて運送するサービス（タクシーの相乗り）を認める新たな制度を令和3年11月に導入した。

また、訪日外国人旅行者を含む旅行者が大きな荷物を持ち運ぶ不便を解消するため、空港・駅等で荷物の一時預かりや空港・ホテル等へ荷物を配送する手ぶら観光を推進した（「手ぶら観光」共通ロゴマーク認定数：令和4年3月末現在 533 箇所）。

外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（国際観光振興法）に基づき実施している外国人観光旅客利便増進措置については、令和3年3月に同措置を講ずべき区間等として、鉄道240区間・バス267区間・旅客船33区間・旅客船ターミナル3港・エアライン16事業者・空港ビル64空港を指定しており、公共交通事業者等から外国人観光旅客利便増進措置実施計画が提出され、観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）などを活用して取り組みを進めている。

さらに、平成31年4月にフェリー・旅客船事業者と経路検索事業者間のデータ共有環境整備に向けて「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」及び「簡易作成ツール」等を策定・公表し、事業者自身による航路情報のデータ整備を支援・推進しているところ、令和3年3月には、フォーマット、ツールを改良し、機能向上を図るとともに、ツール入力支援動画の作成を実施するなどデータ化の促進を図った。

第3節 良好な景観形成等美しい国づくり

1 良好な景観の形成

(1) 景観法等を活用したまちづくりの推進

「景観法」に基づく景観行政団体は令和4年3月末時点で799団体に増加し、景観計画は646団体で策定、景観計画に基づく重点的な取組みは384団体で進められるなど、良好な景観形成の取組みが推進されている。また、「屋外広告物法」に基づく条例を制定している景観行政団体は、同年4月1日時点で230団体に増加し、総合的な景観まちづくりが進められている。

(2) 社会資本整備における景観検討の取組み

景観に配慮した社会資本整備を進めるため、地域住民や学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ、事業後の景観の予測・評価を行い、事業案に反映させる取組みを推進している。

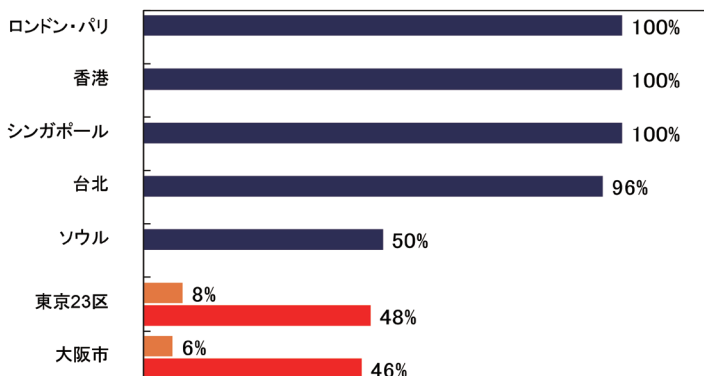
(3) 無電柱化の推進

良好な景観の形成や観光振興、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上等の観点から、新設電柱の抑制、低コスト手法の普及、事業期間の短縮などにより、無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進している。

図表Ⅱ-3-3-1 欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状

○ ロンドン・パリなどのヨーロッパの主要都市や香港・シンガポールなどのアジアの主要都市では無電柱化が概成しているのに対して、日本の無電柱化率は東京23区で8%、大阪市で6%

【欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状】



※1 ロンドンはUKPN資料「UKPN Sit tables 2018-19」による2018年の状況(ケーブル延長ベース)
 ※2 パリは海外電力調査会調べによる2004年の状況(ケーブル延長ベース)
 ※3 香港は国際建設技術協会調べによる2004年の状況(ケーブル延長ベース)
 ※4 シンガポールは「POWER QUALITY INITIATIVES IN SINGAPORE, CIRE2001, Singapore, 2001」による2001年の状況(ケーブル延長ベース)
 ※5 台北は台北市道路管線情報センター資料による台北市区の2015年の状況(ケーブル延長ベース)
 ※6 ソウルは韓国電力統計2019による2018年の状況(ケーブル延長ベース)
 ※7 日本(上段)は、国土交通省調べによる令和元年度末の状況(道路延長ベース)
 日本(下段)は、電気事業連合会調べによる平成30年度末の状況(ケーブル延長ベース)
 <参考>東京23区:53%、大阪市48% NTT調べによる平成30年度末の状況(ケーブル延長ベース)



【動画】

脱・電柱社会 キーワードは低コスト化！

URL : <https://www.youtube.com/watch?v=w0sJdcjKlH4>

(4) 「日本風景街道」の推進

多様な主体による協働の下、道を舞台に、地域資源を活かした修景・緑化を進め、観光立国の実現や地域の活性化に寄与することを目的に「日本風景街道」を推進している。令和4年3月末現在144ルートが日本風景街道として登録されており、「道の駅」との連携を図りつつ、道路を活用した美しい景観形成や地域の魅力向上に資する活動を支援している。

(5) 景観に配慮した道路デザインの推進

安全・円滑・快適に加えて、景観面での美しさを備えた道路の整備に関する一般的技術的指針である「道路デザイン指針（案）」や道路附属物等の設置・更新を検討するにあたっての景観への配慮事項を示した「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」等に基づき、良好な景観形成の取組みを推進している。

(6) 水辺空間等の整備の推進

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するための「多自然川づくり」をすべての川づくりにおいて推進している。

河口から水源地まで河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、「かわまちづくり」計画を作成し、河川空間とまち空間が融合した良好な空間の形成を推進している。

具体的には、良好な河川環境を保全・復元及び創出する「総合水系環境整備事業」や河川空間をオープン化する「河川敷地占用許可準則の緩和措置」、ダムを活用した水源地域活性化を図る「水源地域ビジョン」、広く一般に向けて川の価値を見いだす機会を提供する「ミズベリングプロジェクト」等により支援している。

また、下水処理水のせせらぎ水路としての活用等を推進し、水辺の再生・創出に取り組んでいる。さらに、汚水処理の適切な実施により、良好な水環境を保全・創出している。

2 自然・歴史や文化を活かした地域づくり

(1) 我が国固有の文化的資産の保存・活用等に資する国営公園等の整備

我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため、国営公園等（22箇所）の整備及び維持管理を行っている。令和3年度には、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園平城宮跡区域の大極門の整備を完了し、また、首里城正殿の復元に向けた技術的な検討等を実施した。

(2) 古都における歴史的風土の保存

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）」に基づき、建築物等の新・増・改築、宅地の造成等行為の制限を行うとともに、土地の買入れなどの古都保存事業や普及啓発活動等を実施することにより、歴史的風土の保存を図っている。

(3) 歴史的な公共建造物等の保存・活用

地域のまちづくりに寄与するために、長く地域に親しまれてきた歴史的な官庁施設の保存・活用を推進している。歴史的砂防関係施設（令和3年3月31日現在、重要文化財3件、登録有形文化財204件）については、土砂災害を防止する施設及びその周辺環境一帯を地域の観光資源として位置付け、環境整備を行うなどの取組みを推進している。

(4) 歴史文化を活かしたまちづくりの推進

地域の歴史や伝統文化を活かしたまちづくりを推進するため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」に基づき、87市町（令和4年3月31日現在）の歴史的風致維持向上計画を認定し、計画に基づく取組みを支援している。また、良好な景観や歴史的風致の形成を推進するため、景観・歴史資源となる建造物の改修等の支援を行った。

(5) ミズベリング・プロジェクトの推進

「ミズベリング」とは、市民や民間企業の水辺への関心を高め、水辺に新たな価値を見だし、主体的に新しい活用の可能性を創造していく取組みである。

ミズベリングの普及に向けた取組みは全国で実施され、各地に浸透しつつあるが、より地域に根差した活発な活動としていくため、各地で人材育成や体制づくりを支援したり、水辺の利活用と防災・減災対策との連携を進めるなど、水辺とまちの未来の形を創造するための、さらなる一步を踏み出すことが期待されている。

図表Ⅱ-3-3-2

重要文化財に指定された紅葉谷川庭園砂防施設（広島県廿日市市：令和2年に指定）



資料）広島県

図表Ⅱ-3-3-3

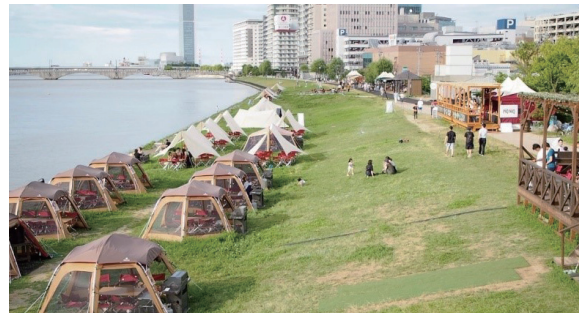
荒川流域の歴史的治水・砂防施設を巡る観光・交流イベントを推進（福島県福島市）



荒川流域の歴史的治水・砂防施設を巡る観光・交流イベントを推進（福島県福島市）

図表Ⅱ-3-3-4

信濃川やすらぎ堤（信濃川：新潟県新潟市）



【関連リンク】

日本風景街道 URL : <https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fukeikaidou/>
 国営公園 日本の国営公園 公園とみどり
 URL : https://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_kokuei/nihon/

【関連リンク】

ミズベリング URL : <https://mizbering.jp/>

(6) グリーンインフラの推進

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める「グリーンインフラ」の社会実装を推進している。令和3年度は、グリーンインフラの導入を目指す地域を対象に技術的・財政的支援を実施するとともに、グリーンインフラ官民連携プラットフォームの活動を通じて、グリーンインフラの社会的な普及等に取り組んでいる。

【関連リンク】
グリーンインフラ官民連携プラットフォーム URL : <https://gi-platform.com/>